

社会保険労務士への各委員の質問に対する回答

1、高木委員からの質問



1. 社会保険労務士の多くに、企業から報酬を受けつつ労務コンサルタント等の使用者サイドに立った業務が見受けられるが、労働側に立ち紛争を扱うことができるか。



開業社会保険労務士は、企業と顧問契約を締結し、顧問報酬を得て当該企業の人事・労務管理及び労働社会保険諸法令に基づく事務処理を行っているが、社会保険労務士制度の目的は、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することであり、また社会保険労務士の職責は、公正な立場で、誠実にその業務を行うことにあり、当然使用者側のみだけでなく、労働者側に立って労働紛争を扱うことになんら支障はなく、現に労働者側に立って労働紛争の解決に努めている開業社会保険労務士も多くいます。



2. 社会保険労務士試験には契約法や民事訴訟法が科目にないが、労働契約をめぐる紛争を扱えるのか。



社会保険労務士試験に契約法や民事訴訟法はありませんが、例えば、労働基準法を学ぶ際には、労働契約の基本である民法の雇用契約との比較について学んでいるほか、社会保険労務士は労働社会保険に関する法令、主要判例及び通達に精通するよう研修が行われており、労働契約をめぐる紛争を扱う十分な知識経験をもっています。

なお、社会保険労務士のADRに関する理解を深めるため、昨年より憲法、労働組合法、労働関係調整法、民法及び民事訴訟法に関し、大学教授等による48時間の研修を実施しており、約4,700人が受講しています。



3. 解雇や労働条件変更について法令の整備がなされず、専ら判例法によって処理されているが、社会保険労務士が労働判例について研修したりする機会はあるのか。社会保険労務士の試験では、法令以外の判例法理は出題されていなのではないか。



都道府県社会保険労務士会（以下「都道府県会」という。）では平成13年度において270回の研修を実施し、延23,959人が研修を受講しており、また全国6ブロックの地域協議会及び都道府県会の自主研修会において、労務管理を中心に各種研修会、研究会を実施していますが、そのなかで弁護士等による労働事件の判例等の研修、研究を行い、十分な研鑽を積んでいます。

また、社会保険労務士試験では、労働基準法において最高裁の労働関係判例が出題されております。



4. 社会保険労務士の専門性を持たせるためにはどのようなことが必要か。



社会保険労務士がその専門性を一層磨くために労働社会保険に関する研修を充実させ、自己研鑽の意欲を高めることが必要ですが、その専門性を活かすためには、現在多発している個別労働紛争等において、労使の間の調停役を果たすというような実践の場を与えられ、その経験を深めることが必要であると考えます。なお、今年度はすべての都道府県会に総合労働相談所を設置して国民のニーズに応えるとともに、実践の経験を付与することとしています。

2、山川委員からの質問



1. 労働法についての研修の実情



都道府県会の研修等で頻繁に改正される労働社会保険諸法令の内容を十分習得しています。(高木委員 Q3.参照)



2. 社会保険労務士試験における労働法の位置づけ(過去の実例なども含めて)



社会保険労務士試験においては、労働法関係の法律として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、雇用保険法が単独で出題されるとともに、労務管理及びその他の労働の一般常識では、労働組合法、労働関係調整法及びその他の労働法が毎年出題されています。

3、村中委員からの質問



1. 労働法の知識を習得する場はどこか。



社会保険労務士試験に合格するには、労働保険諸法令に関する勉強が必要であり、試験合格後社会保険労務士として業務を行うには、労働社会保険法の運用についての知識の習得が求められるため、都道府県会の研修等を受講するほか、自己研鑽により労働法の知識と経験の習得に努めています。(高木委員 Q3. 山川委員 Q2.参照)



2. 就業規則の作成を行えるだけの知識をもっていると考えているか。



就業規則の作成には労働基準法及び労働関係法令に関する広汎な知識が必要であり、また、その規定の内容が企業の実態に適合したものでなければなりません。

また、就業規則の作成は、社会保険労務士法第2条第1項第1号に基づく業務であり、同法第27条の規定により社会保険労務士の独占業務であることから、社会保険労務士もその最も重要な業務であると認識して、法令に関する知識及び企業の実態の分析に関する手法の習得には特に力を入れており、別添の就業規則等診断プログラム、就業規則等作成ヒアリングシートなどにより企業の実態に則した規定及びその付属規程を作成しています。



3. 弁護士事務所との提携はどの程度進んでいるか。



社会保険労務士の受託事業所等の個別労働紛争が訴訟に発展するケースがあることから、現在では多くの社会保険労務士事務所が弁護士事務所と個々に提携しています。また、労働社会保険関係事件の解決には、専門的知識経験が必要であることから、弁護士からも助力を求められ、提携して処理に当たっているケースも少なからずあります。



4. 社会保険労務士はもっぱら使用者側のために働くが、かりにADRで調整役をする場合、そうした事情は、労使に対する公平な調整という点で問題は生じないか。



社会保険労務士制度の目的及び社会保険労務士の職責から照らして、なんら問題は生じないと考えています。(高木委員 Q1.参照)